

○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件（昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

改正案

現行

		<p>一 時分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第二号に規定する時分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p>	
<p>実効選択度</p>		<p>感度</p>	<p>項目</p>
<p>相互変調特性</p>	<p>隣接チャネル選択度</p>	<p>スプリアス・レスポンス</p>	<p>特性</p>
<p>規格感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、希望波から一〇〇kHz及び二〇〇kHz離れた変調のない各妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が百分の一となるときのその妨害波入力電圧と規格感度との比が六〇デシベル</p>	<p>規格感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、希望波から五〇kHz離れた符号長三二、七六七ビットの二値擬似雑音を繰り返す信号で変調された妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が百分の一となるときのその妨害波入力電圧と規格感度との比が四五デシベル</p>	<p>規格感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、変調のない妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が百分の一となるときのその妨害波入力電圧と規格感度との比が六〇デシベル</p>	<p>規格感度（符号基準感度）（送信装置の送信速度の許容値と同じ送信速度の標準符号化試験信号（符号長五一一ビットの二値擬似雑音を繰り返す信号をいう。以下同じ。）で変調された希望波を加えた場合において、符号長二、五五六ビットの信号に対するビット誤り率が百分の一となる受信機入力電圧をいう。以下この項、第六項、第十八項及び第二十項において同じ。）の規格値をいう。以下同じ。）が二マイクロボルト</p>

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第三号に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 八一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

項目	感度	
	実効選択度	度
相互変調特性	スプリアス・レスポンス	度
(略)	(略)	(略)
特性	陸上移動局	陸上移動局
(略)	(略)	(略)
相互変調特性	スプリアス・レスポンス	度
(略)	(略)	(略)
特性	陸上移動局	陸上移動局
(略)	(略)	(略)
相互変調特性	スプリアス・レスポンス	度
(略)	(略)	(略)
特性	陸上移動局	陸上移動局
(略)	(略)	(略)

1 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合  
希望波の周波数から(+)一、一〇〇kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より四二・四デシベル高い変調された妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が1%以下

2 1以外の場合  
希望波の周波数から(+)一、一〇〇kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より四九デシベル高い変調された妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が1%以下

希望波の周波数から(+)一、二七〇kHz及び(+)二、六四〇kHz(複号同順とする。)離れた周波数において、希望波の受信電力より四九デシベル高い変調された妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が1%以下

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第三号に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 八一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

項目	感度	
	実効選択度	度
相互変調特性	スプリアス・レスポンス	度
(略)	(略)	(略)
特性	陸上移動局	陸上移動局
(略)	(略)	(略)
相互変調特性	スプリアス・レスポンス	度
(略)	(略)	(略)
特性	陸上移動局	陸上移動局
(略)	(略)	(略)

1 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合  
希望波の周波数から(+)九〇〇kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より四八デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が1%以下

2 1以外の場合  
希望波の周波数から(+)九〇〇kHz離れた周波数において、希望波の受信電力より七一デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が1%以下

希望波の周波数から(+)九〇〇kHz及び(+)一、七〇〇kHz(複号同順とする。)離れた周波数において、移動局クラス

シムル

感度	項目		<p>2 八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、<u>一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下</u>又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備</p>
	基地局	特性	
希望波(毎秒二・二キロビット)の送信速度の信号で変調さ			
希望波の受信電力が基準感度(一)一一六・三デシベルと	陸上移動局		<p>信電力より五〇デシベル高い変調のない妨害波及び変調された妨害波をそれぞれ同時に加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下</p>

感度	項目		<p>2 八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五二〇・九MHz以下、<u>一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下</u>又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備</p>
	基地局	特性	
希望波(毎秒二・二キロビット)の送信速度の信号で変調さ			
希望波の受信電力が基準感度(一)一一六・三デシベルと	陸上移動局		<p>(実効輻射電力が一デシベル(一ワットを〇デシベルとする。))以上八デシベル(一ワットを〇デシベルとする。))以下(ものをいう。))では希望波の受信電力より六一デシベル高い二つの変調のない妨害波を、移動局クラス(実効輻射電力が(一)三デシベル(一ワットを〇デシベルとする。))以上四デシベル(一ワットを〇デシベルとする。))以下のものをいう。))及び移動局クラス(実効輻射電力が(一)七デシベル(一ワットを〇デシベルとする。))以上〇デシベル(一ワットを〇デシベルとする。))以下のものをいう。))では希望波の受信電力より五八デシベル高い二つの変調のない妨害波をそれぞれ同時に加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下</p>

実効選択度	項目	特性	
		基地局	陸上移動局
スプリ アス・レ スポン	(略)	(略)	(略)
希望波の周波数から(14)一・二五MHz離れた周波数において、移動局シミュレータの出力より八〇デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル	希望波の数が一のものにあつては希望波の周波数から(14)一・二五MHz離れた周波数において、搬送波の数が三のものにあつては当該の周波数から(14)二・	搬送波の数が一のものにあつては希望波の周波数から(14)一・二五MHz離れた周波数において、搬送波の数が三のものにあつては当該の周波数から(14)二・	搬送波の数が一のものにあつては希望波の周波数から(14)一・二五MHz離れた周波数において、搬送波の数が三のものにあつては当該の周波数から(14)二・

3 一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

(略)	れた搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(基地局の最大空中線電力が二四デシベル以下の場合にあつては(一)一〇六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)、二四デシベルを超え三八デシベル以下の場合にあつては(一)一一〇・三デシベル、三八デシベルを超える場合にあつては(一)一二〇・三デシベルとする。以下この欄において同じ。)の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下	する。ただし、七一八MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一三・三デシベル、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一四・三デシベル、一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一五・三デシベルとする。以下この欄において同じ。)の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下
-----	--	--

実効選択度	項目	特性	
		基地局	陸上移動局
スプリ アス・レ スポン	(略)	(略)	(略)
受信信号の拡散符号速度が、毎秒一・二二八八メガチップのものにあつては希望波の周波数から(14)一・二五MHz離れた周波数において、搬送波の数が三のものにあつては当該の周波数から(14)二・	受信信号の拡散符号速度が、毎秒一・二二八八メガチップのものにあつては希望波の周波数から(14)一・二五MHz離れた周波数において、搬送波の数が三のものにあつては当該の周波数から(14)二・	搬送波の数が一のものにあつては希望波の周波数から(14)一・二五MHz離れた周波数において、搬送波の数が三のものにあつては当該の周波数から(14)二・	搬送波の数が一のものにあつては希望波の周波数から(14)一・二五MHz離れた周波数において、搬送波の数が三のものにあつては当該の周波数から(14)二・

3 一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備

(略)	れた搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(基地局の最大空中線電力が二四デシベル以下の場合にあつては(一)一〇六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)、二四デシベルを超え三八デシベル以下の場合にあつては(一)一一〇・三デシベル、三八デシベルを超える場合にあつては(一)一二〇・三デシベルとする。以下この欄において同じ。)の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下	する。ただし、七一八MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一三・三デシベル、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一四・三デシベル、一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては(一)一一五・三デシベルとする。以下この欄において同じ。)の場合に、ビット誤り率が〇・一%以下
-----	--	--

	<p>相互変調特性</p>	<p>希望波の周波数から(±)一・二五MHz及び(±)二・〇五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、移動局シミュレータの出力より七〇デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下</p>
	<p>相互変調特性</p>	<p>希望波の周波数から(±)一・二五MHz及び(±)二・〇五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、移動局シミュレータの出力より七〇デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下</p>
4	<p>一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備</p>	<p>五MHz離れた周波数において、希望波の受信電力(搬送波の数が三のものにあつては、当該三の搬送波の受信電力の総和とする。以下この欄において同じ。)より七デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下</p>

	<p>相互変調特性</p>	<p>希望波の周波数から(±)二・五MHz離れた周波数において、移動局シミュレータの出力より八〇デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下</p>
	<p>相互変調特性</p>	<p>希望波の周波数から(±)二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、移動局シミュレータの出力より七〇デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下</p>
4	<p>一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八四メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備</p>	<p>五MHz離れた周波数において、希望波の受信電力(搬送波の数が三のものにあつては、当該三の搬送波の受信電力の総和とする。以下この欄において同じ。)より七デシベル高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下</p>



項目	感度	実効選択度	
		隣接チャネル選択度	度
項目	(略)	希望波の周波数から(14)二・五MHz離れた周波数において(一)五三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の変調された妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下	希望波の周波数から(14)二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ移動局シミュレータの出力より七〇デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移
		陸上移動局	陸上移動局
特性	(略)	搬送波の数が一のものにあつては希望波の周波数から(14)二・五MHz離れた周波数において希望波の受信電力を(一)一〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)としたときに希望波の周波数から(14)二・五MHz及び(14)四・九MHz(複号同順とする。)離れた周波数に	搬送波の数が一のものにあつては希望波の受信電力を(一)一〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)としたときに希望波の周波数から(14)二・五MHz及び(14)四・九MHz(複号同順とする。)離れた周波数に

項目	感度	実効選択度	
		隣接チャネル選択度	度
項目	(略)	希望波の周波数から(14)二・五MHz離れた周波数において(一)五三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の変調された妨害波を加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下	希望波の周波数から(14)二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ移動局シミュレータの出力より七〇デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移
		陸上移動局	陸上移動局
特性	(略)	搬送波の数が一のものにあつては希望波の受信電力を(一)一〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)としたときに希望波の周波数から(14)二・五MHz及び(14)四・九MHz(複号同順とする。)離れた周波数に	搬送波の数が一のものにあつては希望波の受信電力を(一)一〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)としたときに希望波の周波数から(14)二・五MHz及び(14)四・九MHz(複号同順とする。)離れた周波数に

項目	特性	基地局	<p>二 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号に規定する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 八一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備</p>
		陸上移動局	
		(略)	
感度	(略)	(略)	
実効選択度	スプリアス・レスポンス	(略)	<p>動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下</p> <p>において当該受信電力より五三デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、搬送波の数が三のものにあつては当該三の搬送波の受信電力の総和を（一）九六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）としたときに当該三の搬送波のうち中心のもの周波数から（H）五MHz及び（H）九・七MHz（複号同順とする。）離れた周波数において当該受信電力の総和より五三デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下</p>

項目	特性	基地局	<p>三 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号に規定する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 八一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備</p>
		陸上移動局	
		(略)	
感度	(略)	(略)	
実効選択度	スプリアス・レスポンス	(略)	<p>ものにあつては希望波の周波数から（H）MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ移動局シミュレータの出力より七〇デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、移動局シミュレータの出力が三デシベル以上上昇せず、かつ、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一・五%以下</p> <p>において当該受信電力より五三デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、搬送波の数が三のものにあつては当該三の搬送波の受信電力の総和を（一）九六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）としたときに当該三の搬送波のうち中心のもの周波数から（H）五MHz及び（H）九・七MHz（複号同順とする。）離れた周波数において当該受信電力の総和より五三デシベル高い二つの変調のない妨害波を同時に加えた場合に、九五%以上の信頼度でフレーム誤り率が一%以下</p>

	相互変調 特性
	(略)
<p>信する場合 希望波の周波数から(+)、<u>一〇〇kHz</u>離れた周波数において、希望波の受信電力より<u>四二・四デシベル</u>高い変調された妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が<u>一%以下</u></p> <p>2 1以外の場合 希望波の周波数から(+)、<u>一〇〇kHz</u>離れた周波数において、希望波の受信電力より<u>五〇・四デシベル</u>高い変調された妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が<u>一%以下</u></p>	<p>希望波の周波数から(+)、<u>二七〇kHz</u>及び(+)、<u>六四〇kHz</u>(複号同順とする。)離れた周波数において、希望波の受信電力より<u>五一・四デシベル</u>高い変調のない妨害波及び変調された妨害波をそれぞれ同時に加えた場合に、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が<u>一%以下</u></p>

	相互変調 特性
	(略)
<p>信する場合 希望波の周波数から(+)、<u>九〇kHz</u>離れた周波数において、希望波の受信電力より<u>四九・四デシベル</u>高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が<u>一%以下</u></p> <p>2 1以外の場合 希望波の周波数から(+)、<u>九〇kHz</u>離れた周波数において、希望波の受信電力より<u>七一デシベル</u>高い変調のない妨害波を加えた場合に、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が<u>一%以下</u></p>	<p>希望波の周波数から(+)、<u>九〇kHz</u>及び(+)、<u>七〇〇kHz</u>(複号同順とする。)離れた周波数において、移動局クラス(実効輻射電力が<u>一デシベル</u>(<u>一ワット</u>を〇デシベルとする。)以上<u>八デシベル</u>(<u>一ワット</u>を〇デシベルとする。)以下のものをいう。)では希望波の受信電力より<u>六一デシベル</u>高い二つの変調のない妨害波を、移動局クラス(実効輻射電力が(一) <u>三デシベル</u>(<u>一ワット</u>を〇デシベルとする。))以上<u>四デシベル</u>(<u>一ワット</u>を〇デシベルとする。))以下のものをいう。)及び移動局クラス(実効輻射電力が(一) <u>七デシベル</u></p>



感度	項目		<p>2 八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、<u>一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下</u>又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備</p>
	基地局	特性	
希望波(毎秒二・二キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下基地局の欄において同じ。)の受信電力が基準感度(基地局の最大空中線電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))以下の場合にあつては(一)一〇六・三デシベル	希望波(一の搬送波を受信する陸上移動局にあつては毎秒二・二キロビット、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては毎秒六〇キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。)の受信電力が基準感度		

感度	項目		<p>2 八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、<u>一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下</u>又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであるものの受信設備</p>
	基地局	特性	
希望波(毎秒二・二キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下基地局の欄において同じ。)の受信電力が基準感度(基地局の最大空中線電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))以下の場合にあつては(一)一〇六・三デシベル	希望波(一の搬送波を受信する陸上移動局にあつては毎秒二・二キロビット、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては毎秒六〇キロビットの送信速度の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。)の受信電力が基準感度		<p>(一)ワットを〇デシベルとする。以上〇デシベル(一ワットを〇デシベルとする。))以下のものをいう。では希望波の受信電力より五八デシベル高い二つの変調のない妨害波をそれぞれ同時に加えた場合に、九五%以上の信頼度でパケット誤り率が1%以下(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線設備の空中線又は当該無線設備が符号分割多重接続方式携帯無線通信を行う無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合を除く。)</p>



(略)	(略)	(略)
3	一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、 <b>一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下</b> の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備	○デシベルとする。)、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合には、(一)一〇・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、 <b>一、七四四・九MHz</b> を超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合には、(一)一〇・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。とする。以下陸上移動局の欄において同じ。の場合において、一の搬送波を受信する陸上移動局にあつてはビット誤り率が〇・一%以下、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては各搬送波においてブロック誤り率が一〇%以下
4	一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップであり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備	(一)・(二) (略)

(略)	(略)	(略)
3	一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、 <b>一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下</b> の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップ <b>又は毎秒三・六八六四メガチップ</b> であり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備	○デシベルとする。)、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合には、(一)一〇・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、 <b>一、七四九・九MHz</b> を超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する場合には、(一)一〇・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。とする。以下陸上移動局の欄において同じ。の場合において、一の搬送波を受信する陸上移動局にあつてはビット誤り率が〇・一%以下、隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局にあつては各搬送波においてブロック誤り率が一〇%以下
4	一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、受信信号の拡散符号速度が、基地局において毎秒一・二二八八メガチップ <b>又は毎秒三・六八六四メガチップ</b> であり、かつ、陸上移動局において一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであるものの受信設備	(一)・(二) (略)

項目	特性	陸上移動局	<p>六) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備</p>		
				基地局	(略)
				陸上移動局	<p>希望波の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九七・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（三）九八・三デシベル（一ミリワット</p>
感度	(略)	陸上移動局	<p>希望波の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九七・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（三）九八・三デシベル（一ミリワット</p>		

項目	特性	陸上移動局	<p>七) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備</p>		
				基地局	(略)
				陸上移動局	<p>希望波の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九七・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（三）九八・三デシベル（一ミリワット</p>
感度	(略)	陸上移動局	<p>希望波の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九七・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（三）九八・三デシベル（一ミリワット</p>		

を〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて九〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九四・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九五・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベル

を〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて九〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九四・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九五・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベル



とする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九二・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九一・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二

とする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九二・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九一・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二

(略)	(略)	○MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)とする。以下陸上移動局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上
-----	-----	--

2 (略)

七・八 (略)

九 八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用してデジタルMCA陸上移動通信(一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた周波数の電波のうちからデジタルMCA制御局(使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。)の指示する周波数の電波を使用して当該デジタルMCA制御局と陸上移動局若しくはデジタル指令局(デジタルMCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。)との間で行われる無線通信及びその無線通信の中継のためデジタルMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

項目	特性
感度	一 変調方式がマルチサブキャリア一六値直交振幅変調方式のもの 規格感度(符号基準感度(送信装置の送信速度の許容値と同じ送信速度の標準符号化試験信号)(符号

(略)	(略)	○MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)とする。以下陸上移動局の欄において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上
-----	-----	--

2 (略)

八・九 (略)

十 八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用してデジタルMCA陸上移動通信(一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた周波数の電波のうちからデジタルMCA制御局(使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。)の指示する周波数の電波を使用して当該デジタルMCA制御局と陸上移動局若しくはデジタル指令局(デジタルMCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。)との間で行われる無線通信及びその無線通信の中継のためデジタルMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

項目	特性
感度	一 変調方式がマルチサブキャリア一六値直交振幅変調方式のもの 規格感度が九デシベル(一マイクロボルトを基準とする。) 二 変調方式が四分のπシフト四相位相変調方式のもの

実効選択度	(略)	(略)
		<p>長五一一ビットの二値擬似雑音を繰り返す信号をいう。以下同じ。)で変調された希望波を加えた場合において、符号長二、五五六ビットの信号に対するビット誤り率が百分の一となる受信機入力電圧をいう。)の規格値をいう。以下同じ。)が九デシベル(一マイクロボルトを基準とする。)</p> <p>二 変調方式が四分のπシフト四相位相変調方式のもの</p> <p>規格感度が六デシベル(一マイクロボルトを基準とする。)</p>

十四 (略)

十四 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下又は八一〇MHzを超え九六〇MHz以下を使用する移動業務の無線局(放送中継用無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局を除く。)及び簡易無線局(九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものを除く。)の審査に適用する受信設備の特性

(表略)

実効選択度	(略)	(略)
		<p>規格感度が六デシベル(一マイクロボルトを基準とする。)</p>

十五 (略)

十五 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下又は八一〇MHzを超え九六〇MHz以下を使用する移動業務の無線局(放送中継用無線局、**時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局**、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局を除く。)及び簡易無線局(九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものを除く。)の審査に適用する受信設備の特性

(表略)

十五・十六 (略)

十七 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する移動業務の無線局(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、デジタルMCA陸上移动通信を行う無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及びPHSの基地局を除く。)の審査に適用する受信設備の特性

154 (略)

十八(二十一) (略)

十六・十七 (略)

十八 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する移動業務の無線局(時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、デジタルMCA陸上移动通信を行う無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及びPHSの基地局を除く。)の審査に適用する受信設備の特性

154 (略)

十九(二十二) (略)